

第3期 第1回

福岡市市民公益活動推進審議会 会議次第

日時：平成22年 3月15日(月) 午後4時～午後5時30分

場所：福岡市役所 15階 1505会議室

- 1 開会
- 2 委員紹介
- 3 福岡市市民公益活動推進審議会運営要綱・傍聴要綱について
- 4 会長・副会長の選出
- 5 審議等

(1)市民公益活動の推進に係る施策について(諮問)

(2)市民公益活動の推進に向けた本市の施策について

(3)その他

- 6 閉会

配布資料

・福岡市市民公益活動推進審議会委員名簿	(資料1)
・福岡市市民公益活動推進条例及び条例逐条解説	(資料2)
・福岡市市民公益活動推進審議会運営要綱	(資料3)
・福岡市市民公益活動推進審議会傍聴要綱	(資料4)
・市民公益活動の推進に係る施策について(諮問)	(資料5)
・今後のスケジュール	(資料6)
・市民公益活動の推進に向けた本市の施策	(資料7)
・本市における市民公益活動に関する事業及び組織の変遷	(資料8)
・政令市の市民公益活動に関する施策状況	(資料9)

「福岡市市民公益活動推進審議会」委員名簿

(任期：平成22年2月1日～平成24年1月31日)

氏名	所属等	分野
阿部 亨	福岡市市民局（市民局長）	行政
大谷 順子	特定非営利活動法人 子どもNPOセンター福岡	NPO・ボランティア関係者
大庭 宗一	特定非営利活動法人 博多の風	NPO・ボランティア関係者
菊池 裕次	福岡市教育委員会（理事）	行政
空 直美	株式会社 プロネット	企業関係者
原田 陽次	福岡市自治協議会等7区会長会	地域関係者
村山 由香里	株式会社 アヴァンティ	企業関係者
森田 昌嗣	九州大学大学院芸術工学研究院	学識経験者
山崎 好裕	福岡大学大学院経済学研究科	学識経験者
山根 哲男	福岡市7区区長会（博多区長）	行政

(五十音順・敬称略)

福岡市市民公益活動推進条例

(目的)

第1条 この条例は、市民公益活動の推進に関し、基本理念を定め、市民、市民公益活動団体、事業者及び学校の役割並びに市の責務を明らかにすることにより、市民一人ひとりの自治に係る意識及び意欲を高めるとともに、より多くの市民の参加又は参画を得て、市民公益活動の活性化を図り、もって共働によるまちづくりを推進し、自治都市・福岡を築くことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民公益活動 市民が自らの責任に基づき、自主的かつ自発的に行う営利を目的としない活動（次に掲げるものを除く。）であって、公益の増進に寄与するものをいう。
 - ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成するもの
 - イ 政治上の主義を推進し、若しくは支持し、又はこれに反対するもの
 - ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者若しくは政党を推薦し、若しくは支持し、又はこれらに反対するもの
- (2) 市民公益活動団体 自治組織、NPO、ボランティア団体その他の団体であって、主として市民公益活動を継続的に行うものをいう。
- (3) 自治組織 町内会、自治会その他の市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。
- (4) 事業者 営利を目的とする事業を行う法人その他の団体及び当該事業を行う個人をいう。
- (5) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校、専修学校及び各種学校をいう。
- (6) 共働 相互の役割と責任を認め合いながら、対等の立場で知恵と力をあわせて共に行動することをいう。
- (7) 自治都市・福岡 すべての市民が、自らが暮らす地域の身近な問題について、自らができることを考え、主体的に取り組むことによって目指す豊かで住みよい福岡市の姿をいう。

(基本理念)

第3条 市民公益活動の活性化は、市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び市が、次に掲げる事項を旨として行うものでなければならない。

- (1) 必要な情報を相互に提供し、共有すること。
- (2) それぞれの立場や役割を相互に理解すること。
- (3) 市民公益活動を行う者の自主性及び主体性を相互に尊重すること。
- (4) それぞれの活動に相互に参加し、若しくは参画し、又は多様な連携を図ることにより、それぞれが有する目的及び課題を共有し、その達成及び解決を目指すこと。

(市民の役割)

第4条 市民は、自らが暮らす地域社会に関心を持ち、当該地域社会に対して自らができることを考え、行動するとともに、市民公益活動に関する理解を深め、これに主体的に参加し、又は協力するよう努めるものとする。

(市民公益活動団体の役割)

第5条 市民公益活動団体は、社会的な責任を自覚し、主体的にその活動を行うよう努めるものとする。

- 2 市民公益活動団体は、自らが行う活動について、市民の理解と協力が広く得られるようにするとともに、その公正性及び透明性の確保に努めるものとする。
- 3 市民公益活動団体は、団体相互の多様な連携を図ることなどにより、共働を積極的に図るよう努めるものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、次の各号に掲げる団体である市民公益活動団体は、その特性に応じそれぞれ当該各号に定める役割を果たすよう努めるものとする。
 - (1) 自治組織 住民自らの発意による多様な活動及びより多くの住民の参加による活動を継続的に促進し、自律的経営を目指すこと。
 - (2) NPO及びボランティア団体 社会的な課題の解決を目的とする活動において、それぞれが有する専門性、迅速性及び柔軟性を活かすこと。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、地域社会の一員としての認識を持ち、市民公益活動に関する理解を深めるとともに、市民、市民公益活動団体、学校及び市と連携又は協力をして、主体的にその推進を図るよう努めるものとする。

(学校の役割)

第7条 学校は、その本来の活動に支障のない範囲内において、専門的な知識若しくは技術、教育若しくは研究の成果等を社会に還元し、又は施設の地域開放を進めることなどにより、市民公益活動の活性化に協力するよう努めるものとする。

(市の責務)

第8条 市は、第3条に規定する基本理念にのっとり、市民公益活動の活性化のために必要な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、市民公益活動を行う者の自主性及び主体性を尊重するとともに、前項に規定する施策の実施に当たっては、その内容及び手続における公正性及び透明性を確保しなければならない。

3 市は、第1項に規定する施策が実効性のあるものとなるよう、職員一人ひとりの意識の向上を図り、積極的にこれを推進するものとする。

(情報の提供等)

第9条 市は、市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び市相互の交流及び連携を推進するため、市民公益活動に関する情報の積極的な収集及び提供、情報交換の機会の確保その他の必要な措置を講じるものとする。

(学習機会の提供等)

第10条 市は、市民が市民公益活動に関する理解を深めることができるよう、学習機会の提供その他の必要な措置を講じるものとする。

(人材の育成及び拠点施設の機能の充実)

第11条 市は、市民公益活動の活性化のため、地域において、専門的知識を有する人材の育成を図るとともに、活動の拠点となる施設の機能の充実を図るものとする。

(市民公益活動に対する助成)

第12条 市は、市民公益活動の活性化のため、市民公益活動団体に対し、予算の範囲内で助成することができる。

(市民公益活動団体の特性の活用)

第13条 市は、市民公益活動団体が有する専門性、地域性等の特性を活かすことにより市民公益活動の活性化を図ることができると認められる事業については、法令の範囲内において、当該市民公益活動団体に対して参入の機会を提供し、当該事業に係る業務の委託等を行うよう努めるものとする。

(市民公益活動推進審議会)

第14条 市長の附属機関として、福岡市市民公益活動推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第15条 審議会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 市長の諮問に応じ、市民公益活動の活性化に関し必要な事項について調査審議し、その結果を市長に答申すること。

(2) 前号に規定する事項について，調査審議し，市長に意見を述べること。

(組織及び委員)

第16条 審議会は，市長が任命する委員10人以内をもって組織する。

2 委員の任期は，2年とする。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

3 委員は，再任されることができる。

4 委員は，職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も，また同様とする。

(会長)

第17条 審議会に会長を置き，委員の互選によりこれを定める。

2 会長は，会務を総理し，審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき，又は会長が欠けたときは，会長があらかじめ指名する委員が，その職務を代理する。

(会議)

第18条 審議会の会議は，会長が招集し，会長がその議長となる。

2 審議会は，委員の過半数が出席しなければ，会議を開くことができない。

3 審議会の議事は，出席委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

(会議の運営)

第19条 前3条に定めるもののほか，審議会の運営に関し必要な事項は，市長が別に定める。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は，規則で定める。

附 則

この条例は，平成17年4月1日から施行する。

「福岡市市民公益活動推進条例」逐条解説

(目的)

第1条 この条例は、市民公益活動の推進に関し、基本理念を定め、市民、市民公益活動団体、事業者及び学校の役割並びに市の責務を明らかにすることにより、市民一人ひとりの自治に係る意識及び意欲を高めるとともに、より多くの市民の参加又は参画を得て、市民公益活動の活性化を図り、もって共働によるまちづくりを推進し、自治都市・福岡を築くことを目的とする。

【趣旨】

第1条は、この条例の目的を明らかにしたものです。

この条例は、市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び市が、それぞれの立場や役割を理解し合いながら連携・協力して、市民公益活動の活性化を図り、それによって共働によるまちづくりを推進し、「自治都市・福岡」を築くことを目的としています。

【解説】

地域においては、住みよいまちづくりに向けて、これまでも市民による様々な活動が行われていますが、ごみの問題や防犯、お年寄りの見守りや子育てなど地域の課題は、ますます複雑・多岐になってきています。

みんなが住みよいまちをつくっていくためには、地域の課題解決に向け市民が自主的・自発的に取り組んでいる市民公益活動を今後いっそう活発にしていく必要があります。

このようなことから、この条例で、市民公益活動の推進に関し、基本理念を定め、市民、市民公益活動団体、事業者及び学校の役割並びに市の責務を明示するとともに、市民一人ひとりの自治に係る意識及び意欲を高め、より多くの市民の参加又は参画を得て、市民公益活動の活性化を図っていかうとするものです。

そして、それによって共働によるまちづくりを推進し、「自治都市・福岡」を築くことを目指すものです。

【Q&A】

Q：条例を作るきっかけになったのは何ですか？

A：平成 15 年 3 月に策定された『福岡市新・基本計画』及び『コミュニティの自律経営推進に関する提言』において、市民公益活動を支援し、活動しやすい環境づくりを行うための条例の必要性が示されたのを受け、同年 8 月から、市議会議員、学識経験者、地域活動実践者、NPO・ボランティア関係者、企業関係者からなる「福岡市市民公益活動推進施策検討委員会」で条例の基本的事項について検討を始めたのがきっかけです。

Q：この条例によって、何がどう変わるのですか？

A：条例で市民公益活動の必要性・重要性を明確に示して、市民や市職員の理解・認識を深めることにより、より多くの市民が参加・活動しやすい環境づくりを行うとともに、市民公益活動の活性化を図っていくことができます。

また、条例で市民公益活動の理念が示されることで、市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び市が、その理念に向かって、相互に連携・協力しながら活動を活性化し、それぞれの地域の実情に応じた様々なスタイルの共働を推進することができるようになり、市全体に活動の輪が広がるようになることが期待されます。

Q：この条例によって、かえって市民の自主的・自発的な活動に枠をはめてしまうことにならないのですか？

A：この条例は、市民が公益的な活動をしようとする時に、そのきっかけとなるような理念を示したのであって、活動の枠を示したものではありません。

市民の自主的・自発的な活動を尊重し、活動しやすい環境づくりを行うとともに、より多くの市民の参加や参画を得て、市民公益活動を活性化していくものです。

Q：市民公益活動の活性化というのは当たり前のことであり、なぜ今「市民公益活動推進条例」が必要なのですか？

A：本市では、『福岡市新・基本計画』に基づき、地域の自立に向けて、市民公益活動を活性化し、様々な主体間での共働を進めるための諸施策を展開しているところです。

将来にわたって誇りの持てる地域社会を実現するためには、市を挙げて市民公益活動の意義の認識を深め、活動しやすい環境づくりを行うとともに、市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び市が、お互いの役割を認め合い、その自主性・主体性を尊重しながら、対等の立場で知恵と力をあわせて、よりよいまちづくりを推進することが重要となっております。

こうしたことから、条例で市民公益活動に関する基本理念を示し、その理念に向かって相互に連携・協力しながら、市民公益活動を活性化していくものです。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市民公益活動 市民が自らの責任に基づき、自主的かつ自発的に行う営利を目的としない活動（次に掲げるものを除く。）であって、公益の増進に寄与するものをいう。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成するもの

イ 政治上の主義を推進し、若しくは支持し、又はこれに反対するもの

ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）

若しくは公職にある者若しくは政党を推薦し、若しくは支持し、又はこれらに反対するもの

(2) 市民公益活動団体 自治組織、NPO、ボランティア団体その他の団体であって、主として市民公益活動を継続的に行うものをいう。

(3) 自治組織 町内会、自治会その他の市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。

(4) 事業者 営利を目的とする事業を行う法人その他の団体及び当該事業を行う個人をいう。

(5) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校、専修学校及び各種学校をいう。

(6) 共働 相互の役割と責任を認め合いながら、対等の立場で知恵と力をあわせて共に行動することをいう。

(7) 自治都市・福岡 すべての市民が、自らが暮らす地域の身近な問題について、自らができることを考え、主体的に取り組むことによって目指す豊かで住みよい福岡市の姿をいう。

【趣旨】

第2条は、この条例で使用する基本的な用語の定義を明らかにしたものです。

【解説】

1 「市民公益活動」

「市民公益活動」とは、市民が自らの責任に基づき、自主的かつ自発的に行う営利を目的としない活動であって、公益の増進に寄与するものをいいます。

したがって、営利を目的とする活動や同窓会・同好会など会員相互の親睦を目

的とする活動は含まれません。

また、宗教活動や政治活動、選挙運動的な活動については、この条例で「市民公益活動」として扱い、これに市が支援を行うことは適当でないことから、除かれます。

〈参考〉

「特定の公職」とは、公職選挙法に第3条に規定されている、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の長及び議会の議員をいいます。

【Q & A】

Q：そもそも「公益」とは、どういう意味があるのですか？

A：「社会一般の利益，不特定多数の者の利益」という意味であり，これに対する言葉として，個人の利益である「私益」，共同の利益である「共益」があります。

「公益」・「私益」・「共益」の境界は，社会経済情勢の変化や市民の価値観などによって変化するため，厳密な定義は困難ですが，その利益が特定の人のみを対象とするのか，あるいは不特定多数の人を対象とするのかで，評価・判断することができます。

Q：「市民公益活動」という言葉を使っているのは、なぜですか？

A：市民の自主的・自発的な活動を表す言葉としては、「市民活動」や「社会貢献活動」，あるいは「ボランティア活動」などといったものがありますが，こういった活動には，社会一般の利益となるような活動だけではなく，同窓会や同好会など会員相互の親睦を目的とする活動や，各種協同組合のように構成員相互の利益を目的とする活動など，条例で市民と市と一緒に活性化を図っていこうとする活動としては適当ではないものまで含まれるような概念となっています。

したがって，この条例の対象とすべき市民の活動が，社会一般の利益，すなわち「公益」にかなうものであるということを明確に表すことができる「市民公益活動」という言葉使っているものです。

なお、『福岡市新・基本計画』においても，「市民の公益的な活動」あるいは「市民公益活動推進条例」という表現となっています。

Q：「市民公益活動」とは、具体的にはどのようなものを指すのですか？

A：自治組織による市民公益活動としては，防犯パトロールや危険箇所のチェックなどの防犯・防災活動や，防犯灯の設置及び維持管理，交通安全に関する活動，子どもや青少年の育成活動，高齢者などへの福祉活動，資源物回収などのリサイクル活動，花壇づくり，植樹などの緑化活動，公園，道路などの清掃活動などが

あります。

また、NPO・ボランティア団体による市民公益活動としては、灯明ウオッチングの開催や、松の植樹によるまちおこし、シニア向けパソコン教室の開催、育児サークルの運営、環境美化活動などがあります。

2 「市民公益活動団体」

「市民公益活動団体」とは、自治会・町内会等の自治組織や、NPO、ボランティア団体などの団体であって、市民公益活動を継続的に行うものをいいます。

【Q&A】

Q：「市民公益活動団体」として、自治組織やNPO、ボランティア団体のほか、どのようなものが想定されるのですか？

A：社団法人、財団法人、社会福祉法人などの公益法人や、企業を中心としたエリアマネジメント団体などのうち、市民公益活動を継続的に行っている団体については、「市民公益活動団体」に該当すると考えます。

Q：宗教活動や選挙運動的な活動を行う団体は、市民公益活動を継続的に行っていたとしても、「市民公益活動団体」として認められないのですか？

A：宗教活動や選挙運動的な活動そのものは、この条例の「市民公益活動」からは除かれますが、そのような活動を行う団体であっても、市民公益活動を主たる活動目的として継続的に行っていれば、その部分においては、「市民公益活動団体」として扱うことを禁止するものではありません。

3 「自治組織」

「自治組織」とは、町内会、自治会、自治協議会、自治連合会など、市内の一定の区域に住所を有する人の地縁に基づいて形成された団体をいいます。

4 「事業者」

「事業者」とは、営利を目的とする事業を行う法人・個人をいいます。

5 「学校」

「学校」とは、学校教育法に定める小学校、中学校、高等学校、大学、専修学校、各種学校などをいいます。

6 「共働」

「共働」とは、市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び市が、対等の立場

で相互の役割と責任を認め合いながら、知恵と力をあわせて共に行動することをいいます。

【Q & A】

Q：一般的な「協働」ではなく、「共働」という言葉を使っているのはなぜですか？

A：一般的には、「協力して働く。コラボレーション」という意味で、「協働」という言葉が使われていますが、『福岡市新・基本計画』において、「共に」汗して取り組む、「共に」行動することが不可欠であるという認識のもと、「共に働く」という意味を込めて、「共働」という新しい言葉が使われることとなった経緯を踏まえ、この条例でも「共働」という言葉を使っています。

7 「自治都市・福岡」

「自治都市・福岡」とは、すべての市民が、自らが暮らす地域の身近な問題について、自らができることを考え、主体的に取り組むことによって目指す豊かで住みよい福岡市の姿をいいます。

【Q & A】

Q：「自治都市・福岡」という言葉を使っているのはなぜですか？

A：『福岡市新・基本計画』において、新しい福岡づくりの基本方向を示す言葉として「自治都市・福岡」が使われていることを踏まえ、この条例でも「自治都市・福岡」という言葉を使っています。

本市は、中世博多の自治都市の歴史と進取の気概を受け継ぐ都市であり、将来にわたって「福岡らしさ」を大切にしながら、自治のまちの実現を目指そうとするものです。

(基本理念)

第3条 市民公益活動の活性化は、市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び市が、次に掲げる事項を旨として行うものでなければならない。

- (1) 必要な情報を相互に提供し、共有すること。
- (2) それぞれの立場や役割を相互に理解すること。
- (3) 市民公益活動を行う者の自主性及び主体性を相互に尊重すること。
- (4) それぞれの活動に相互に参加し、若しくは参画し、又は多様な連携を図ることにより、それぞれが有する目的及び課題を共有し、その達成及び解決を目指すこと。

【趣旨】

第3条は、市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び市が、市民公益活動を活性化するに当たっての基本的な考え方を明らかにしたものです。

【解説】

市民公益活動を活性化するためには、それぞれの主体が、相互に参加・参画し、多様な連携を進めることが必要となっています。しかしながら、お互いに何をやっているのかわからない、どう協力・連携したらよいかわからないなどの声も依然として多く、まずはお互いを知ることから始める必要があります。

具体的には、「(1) 必要な情報を相互に提供・共有し」、「(2) それぞれの立場や役割を相互に理解し」、「(3) 市民公益活動を行う者の自主性及び主体性を相互に尊重し」、「(4) それぞれの活動に相互に参加・参画し、又は多様な連携を図ることにより、それぞれが有する目的及び課題を共有し、その達成及び解決を目指す」ことが必要となっています。

(市民の役割)

第4条 市民は、自らが暮らす地域社会に関心を持ち、当該地域社会に対して自らができることを考え、行動するとともに、市民公益活動に関する理解を深め、これに主体的に参加し、又は協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

第4条は、市民公益活動を活性化するうえで必要な、市民の役割を定めたものです。

【解説】

地域においては、これまでも市民による様々な活動が行われていますが、子育てや介護、環境・ごみ問題、防災・地域安全など地域の問題は、ますます複雑、多岐になってきており、その解決に向けて市民が今以上に関わっていくことが重要となっています。

こうしたことから、市民は、自らが暮らす地域社会に関心を持ち、自らができることを考え、行動するとともに、市民公益活動に関する理解を深め、これに主体的に参加・協力するよう努めることが、その役割として期待されるところです。

(市民公益活動団体の役割)

第5条 市民公益活動団体は、社会的な責任を自覚し、主体的にその活動を行うよう努めるものとする。

2 市民公益活動団体は、自らが行う活動について、市民の理解と協力が広く得られるようにするとともに、その公正性及び透明性の確保に努めるものとする。

3 市民公益活動団体は、団体相互の多様な連携を図ることなどにより、共働を積極的に図るよう努めるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、次の各号に掲げる団体である市民公益活動団体は、その特性に応じそれぞれ当該各号に定める役割を果たすよう努めるものとする。

(1) 自治組織 住民自らの発意による多様な活動及びより多くの住民の参加による活動を継続的に促進し、自律的経営を目指すこと。

(2) NPO及びボランティア団体 社会的な課題の解決を目的とする活動において、それぞれが有する専門性、迅速性及び柔軟性を活かすこと。

【趣旨】

第5条は、市民公益活動を活性化するうえで必要な、市民公益活動団体の役割を定めたものです。

【解説】

市民公益活動団体は、地域の様々な問題について、自主的・自発的な取り組みを行っていますが、個々の団体だけで全てを解決するのは難しく、いろいろな団体と連携・協力しながら、また、多くの市民の参加を得ながら活動することが重要となっています。

そのためには、自ら行う活動について、広く市民の理解・協力が得られるようにするとともに、その公正性・透明性の確保に努める必要があります。

こうしたことから、市民公益活動団体には、「(1) 社会的な責任を自覚し、主体的に活動を行う」とともに、「(2) その活動について、市民の理解及び協力が広く得られるようにするとともに、公正性・透明性の確保に努め」、「(3) 団体相互の多様な連携を図ることなどにより、共働を積極的に図り」、また、「(4) 特性に応じた役割を果たす」よう努めることが、その役割として期待されることです。

また、市民公益活動団体の中でも、自治組織については「住民自らの発意による多様な活動及びより多くの市民の参加による活動を継続的に促進し、自律的経営を目指すこと」が、NPO及びボランティア団体については「社会的な課題の解決を

目的とする活動において、それぞれが有する専門性、迅速性及び柔軟性を活かすこと」が、その役割として特に期待されるところです。

【Q & A】

Q：市民公益活動団体は、なぜ社会的な責任を自覚しなければならないのですか？

A：市民公益活動団体は、公益性・社会性の高いサービスを提供する団体であり、その活動については、社会的な評価が問われることとなりますので、その責任を自覚し、広く市民の理解・協力が得られるよう心がける必要があると考えます。

Q：「自律的経営」とは？

A：地域がこれからもっと自治の力を高め、最終的には住民自身で継続的・計画的にコミュニティを運営していくことをいいます。

『福岡市新・基本計画』において示された、「地域が、コミュニティの自律的経営を目標としながら、活動の活性化を図る」という考え方を踏まえたものです。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、地域社会の一員としての認識を持ち、市民公益活動に関する理解を深めるとともに、市民、市民公益活動団体、学校及び市と連携又は協力をして、主体的にその推進を図るよう努めるものとする。

【趣旨】

第6条は、市民公益活動を活性化するうえで必要な、事業者の役割を定めたものです。

【解説】

事業者は、地域社会において、製品・サービスを通じた社会的価値の提供や納税を通じた利益の社会還元、雇用の創出などにより、一定の社会的責任を果たしています。

しかしながら、市民ニーズが多様化する中、地域の一員として、これまで以上に地域に関わりを持ち、社会貢献性を発揮することが望まれるとともに、事業者自身においても、「企業の社会的責任（CSR）」論が高まりを見せているところです。

こうしたことから、事業者には、「地域社会の一員としての認識を持ち、市民公益活動に関する理解を深めるとともに、市民、市民公益活動団体、学校及び市と連携又は協力をして、主体的にその推進を図るよう努める」ことが、その役割として期待されるところです。

〈参考〉

「企業の社会的責任（CSR=Corporate Social Responsibility）」とは、企業が持続的な成長を遂げるためには、経済性だけでなく、環境配慮性や社会適合性を高めることで社会との共生を図ることが必要という考え方です。具体的には、従来からの、製品やサービスの提供、雇用の創出、税金の納付、メセナ活動といった責任に加え、社会活動への積極関与や環境保全の重視、人材の育成・支援、説明責任・情報開示の推進などの責任を果たすことが求められています。

(学校の役割)

第7条 学校は、その本来の活動に支障のない範囲内において、専門的な知識若しくは技術，教育若しくは研究の成果等を社会に還元し，又は施設の地域開放を進めることなどにより，市民公益活動の活性化に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

第7条は，市民公益活動を活性化するうえで必要な，学校の役割を定めたものです。

【解説】

学校の本来の活動目的は，教育の実施にあり，市民公益活動を直接的に推進する主体としての役割を学校に求める趣旨ではありません。

しかしながら，学校と地域との関わりは非常に強く，例えば，学校による市民向けの講座の実施や研究成果の社会還元，施設の地域開放，あるいは体験学習や防犯活動などを通じた相互交流など，互いに連携・協力しながら，教育環境の向上のみならず，まちづくりにも寄与しているところです。

こうしたことから，学校には，「その本来の活動に支障のない範囲内において，専門的な知識若しくは技術，教育若しくは研究の成果等を社会に還元し，又は施設の地域開放を進めることなどにより，市民公益活動の活性化に協力するよう努める」ことが，その役割として期待されるところです。

(市の責務)

第8条 市は、第3条に規定する基本理念にのっとり、市民公益活動の活性化のために必要な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、市民公益活動を行う者の自主性及び主体性を尊重するとともに、前項に規定する施策の実施に当たっては、その内容及び手続における公正性及び透明性を確保しなければならない。

3 市は、第1項に規定する施策が実効性のあるものとなるよう、職員一人ひとりの意識の向上を図り、積極的にこれを推進するものとする。

【趣旨】

第8条は、市民公益活動を活性化するうえで必要な、市の責務を定めたものです。

【解説】

これまでの行政主導によるサービス提供だけでは、多様化・複雑化する市民ニーズに対応することが困難なことから、市としては、市民の社会参加・貢献の意欲が高まる中、よりよい地域づくりに向けて、市民公益活動を活性化することが、これまで以上に重要になっています。

そのためには、市は必要な施策を定めるとともに、市民公益活動の重要性を職員一人ひとりが認識し、積極的に施策を推進していけるような体制づくりを目指す必要があります。

こうしたことから、市には、「(1) 市民公益活動の活性化のために必要な施策を策定し、及び実施し」、「(2) 市民公益活動を行う者の自主性及び主体性を尊重するとともに、前項に規定する施策の実施に当たっては、その内容及び手続における公正性及び透明性を確保する」とともに、「(3) 施策が実効性のあるものとなるよう、職員一人ひとりの意識向上を図り、積極的にこれを推進する」責務が求められるところです。

【Q & A】

Q：市だけが「役割」だけでなく、「責務」を有するのはなぜですか？

A：市民公益活動を活性化し、共働によるまちづくりを積極的に推進していくため、市には、他の主体のような「努力」ではなく、「責任」があるということを明確に示したものです。

(情報の提供等)

第9条 市は、市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び市相互の交流及び連携を推進するため、市民公益活動に関する情報の積極的な収集及び提供、情報交換の機会の確保その他の必要な措置を講じるものとする。

(学習機会の提供等)

第10条 市は、市民が市民公益活動に関する理解を深めることができるよう、学習機会の提供その他の必要な措置を講じるものとする。

(人材の育成及び拠点施設の機能の充実)

第11条 市は、市民公益活動の活性化のため、地域において、専門的知識を有する人材の育成を図るとともに、活動の拠点となる施設の機能の充実を図るものとする。

(市民公益活動に対する助成)

第12条 市は、市民公益活動の活性化のため、市民公益活動団体に対し、予算の範囲内で助成することができる。

(市民公益活動団体の特性の活用)

第13条 市は、市民公益活動団体が有する専門性、地域性等の特性を活かすことにより市民公益活動の活性化を図ることができると認められる事業については、法令の範囲内において、当該市民公益活動団体に対して参入の機会を提供し、当該事業に係る業務の委託等を行うよう努めるものとする。

【趣旨】

第9条から第13条までは、第8条で規定した「市の責務」を果たすために基本となる施策を掲げたものです。

【解説】

1 「情報の提供等」

市は、市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び市相互の交流及び連携を推進するため、市民公益活動に関する情報の積極的な収集及び提供、情報交換の機会の確保その他の必要な措置を講じるものとします。

2 「学習機会の提供等」

市は、市民が市民公益活動に関する理解を深めることができるよう、学習機会の提供その他の必要な措置を講じるものとします。

3 「人材の育成及び拠点施設の機能の充実」

市は、市民公益活動の活性化のため、地域において、専門的知識を有する人材の育成を図るとともに、活動の拠点になる施設の機能の充実を図るものとします。

4 「市民公益活動に対する助成」

市は、市民公益活動の活性化のため、市民公益活動団体に対し、予算の範囲内で助成することができるものとします。

5 「市民公益活動団体の特性の活用」

市は、市民公益活動団体が有する専門性、地域性等の特性を活かすことにより市民公益活動の活性化を図ることができると認められる事業については、法令の範囲内において、当該市民公益活動団体に対して参入の機会を提供し、当該事業に係る業務の委託等を行うよう努めるものとします。

(市民公益活動推進審議会)

第14条 市長の附属機関として、福岡市市民公益活動推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第15条 審議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 市長の諮問に応じ、市民公益活動の活性化に関し必要な事項について調査審議し、その結果を市長に答申すること。
- (2) 前号に規定する事項について、調査審議し、市長に意見を述べること。

(組織及び委員)

第16条 審議会は、市長が任命する委員10人以内をもって組織する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(会長)

第17条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第18条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の運営)

第19条 前3条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【趣旨】

第 14 条から第 19 条までは，市民公益活動の活性化を図ることを目的に，地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき，市の附属機関として設置する「市民公益活動推進審議会」について定めたものです。

【解説】

この条例が単なる理念にとどまらず，実効性のあるものとなるよう，審議会が市民公益活動の活性化に関する調査，審議，検討，評価などを行うものです。

(委任)

第 20 条 この条例の施行に関し必要な事項は，規則で定める。

【趣旨】

第 20 条は，この条例の施行に関し必要な事項は，規則で定める旨，委任したものです。

福岡市市民公益活動推進審議会運営要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、福岡市市民公益活動推進条例第19条の規定に基づき、福岡市市民公益活動推進審議会（以下「審議会」という。）の運営に必要な事項を定めるものとする。

(組 織)

第2条 審議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域活動実践者
- (3) 地域関係者
- (4) NPO・ボランティア関係者
- (5) 企業関係者
- (6) 市職員

(会 長)

第3条 審議会に、会長及び副会長を置くものとし、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(部 会)

第4条 審議会は、特定の事項を調査審議する必要があると認められるときは、審議会の委員の一部をもって、部会を置くことができる。

- 2 特に必要があると認めるときは、部会に審議会委員以外の委員を置くことができる。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、部会の会務を総理し、審議結果を審議会に報告する。
- 5 部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(会議の公開)

第5条 会議は、原則としてこれを公開する。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、市民局コミュニティ推進部市民公益活動推進課において行う。

(その他の事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成17年6月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月14日から施行する。

福岡市市民公益活動推進審議会傍聴要綱

(傍聴の手続)

第1条 福岡市市民公益活動推進審議会の会議（以下「会議」という。）を傍聴しようとする者は、自己の氏名を、受付簿に記入し、係員の指示に従って、傍聴席に着かなければならない。

(入場の制限)

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、入場することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められるもの
- (2) ポスター、ビラ、拡声器等会議の妨害となると認められる物品を携帯しているもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められるもの

(傍聴人の遵守事項)

第3条 傍聴人は次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話又は拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食又は喫煙を行うこと。
- (5) たすき等を着用し、又はプラカードを掲げる等示威的行為を行うこと。
- (6) 携帯電話、パソコン等の情報通信機器を使用すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為を行うこと。

(撮影等の禁止)

第4条 傍聴人は、傍聴席において、写真等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た者は、この限りでない。

(退 場)

第5条 傍聴人は、会長から退場を命じられたときは、速かに退場しなければならない。

(その他の指示)

第6条 この要綱に定めるもののほか、傍聴人は会長の指示に従わなければならない。

附 則

この要綱は、平成17年6月28日から施行する。

「福岡市市民公益活動推進審議会」
－ 傍聴受付簿 －

氏 名

平成22年3月15日
市市第 173 号

福岡市市民公益活動推進審議会
会長 様

福岡市長 吉田 宏

市民公益活動の推進に係る施策について（諮問）

本市においては、市民公益活動を活性化し、共働によるまちづくりを推進していくために、平成17年度に「市民公益活動推進条例」を制定し、様々な市民公益活動の推進に係る施策を実施してきたところです。

今後、更に市民公益活動の推進を図るために、福岡市市民公益活動推進条例第15条第1号の規定に基づき、以下の事項について貴会の意見を求めます。

【諮問事項】

- (1) 共働の仕組みの検討について
- (2) NPO活動支援基金の仕組みの検討について
- (3) その他市民公益活動の推進に必要な事項について

今後のスケジュール

平成22年

- 3月 第1回会合（諮問）
- 7月 第2回会合
- 12月 第3回会合

平成23年

- 6月 第4回会合
- 9月 第5回会合（答申）

※必要に応じて、部会を設置する。

市民公益活動の推進に向けた本市の施策

市民公益活動の活性化

◆市民公益活動推進条例の制定（施行：平成17年4月1日）

目的：市民一人ひとりの自治意識や意欲を高め、より多くの市民の参加・参画を得て、市民公益活動の活性化を図り、共働によるまちづくりを推進し、自治都市・福岡を築く。

内容：基本理念（情報の提供・共有、相互理解、自主性の尊重など）を明らかにし、市民や市民公益活動団体、事業者、学校などの役割と市の責務を規定。

※条例に基づき、市民公益活動推進審議会を設置。（平成17年度より毎年度2回開催）

◆ボランティア・インターンシップ事業の実施（平成21年度～）

目的：市民がボランティア活動に気軽に参加できるきっかけをつくり、それらの活動への参加促進を図る。

内容：希望する活動の分野、内容、日時、活動場所などの条件から参加したいボランティア活動を選んで、一定期間体験してもらう。

21年度実績：受入団体数 36 団体（39 プログラム）、参加者数 265 名
（平成22年1月31日現在）

NPO・ボランティアの支援

◆NPO・ボランティア交流センター（「あずみん」）事業（平成14年10月開設）

目的：NPO、ボランティア活動を支援し、市民公益活動が行いやすい環境づくりを進める。

場所：中央区大名2-6-46 青年センター5F（面積：380㎡）

事業：・ 場の提供

- ・ 情報の収集・提供
- ・ 相談業務
- ・ 研修、講座の実施 など

開館時間：月～土：午前10時～午後10時 日祝祭日：午前10時～午後6時

休館日：毎月第4水曜日、年末年始

来館者数：平成20年度 38,015人（平成19年度 35,888人）

登録団体数：団体登録 783 団体、個人登録 710 人（平成22年1月31日現在）

※平成18年4月より指定管理者制度を導入

◆NPO活動支援基金（平成16年4月～）

目的：市民からNPO支援の寄付を受け入れ、市がNPO活動へ助成を行うとともに、市民の寄付を通じた社会貢献意欲を高めることにより、市民の自主的かつ自発的な活動の促進を図る。

21年度実績：受入寄付額 23件 404千円 助成事業 9事業 4,335千円

（累計実績：受入寄付額 82件 9,336千円、助成事業 28事業 7,376千円）

（平成22年1月31日までの実績）

※寄付額のうち5,000千円は、（財）民間都市開発推進機構からの拠出金。

●不要入れ歯回収BOXを設置。（平成20年4月～）

20年度回収実績 113 袋回収、収益金は 186 千円。収益金の 40%である 75 千円が基金に寄付されている。

- 基金の趣旨に賛同した民間事業者の協力により、売り上げの一部が基金に寄付される「寄付自動販売機」を設置。(平成 21 年 10 月～)

設置場所 5 台、寄付額 110 千円 (平成 22 年 1 月 31 日現在)

※福岡市内に事務所を持つNPO法人数 691 法人 (平成 21 年 12 月末現在)

NPO と行政の共働推進

◆共働事業提案制度 (平成 20 年度～)

目的：NPOから市民の発想を活かした事業の提案を募集し、NPOと市の共働による相乗効果を発揮して、市民に対してきめの細かいサービスを提供し、地域課題の効果的・効率的な解決を図る。

内容：市内のNPOから共働事業提案を募集し、審査・選考を経て、翌年度に提案団体と担当課が市事業 (単年度) として共働で実施、事業終了後に評価を行う。また、23 年度に制度検証を行う。

現状：本年度は 13 事業の応募があり、審査の結果、6 事業が 22 年度の実施事業候補として選定された。今後、予算案の審議を経て正式に事業実施が決定。

(事業予定額：6 事業の総額で 20,045 千円 (うち市負担額は 14,716 千円))

※ 20 年度実績：36 事業応募、7 事業採択

(事業予定額：7 事業の総額で 18,315 千円 (うち市負担額は 14,352 千円))

◎本市における市民公益活動に関する事業及び組織の変遷

年度	施策の位置付け	事業内容	組織体制
8年度	「第7次福岡市基本計画」 ・ボランティア活動支援	・ボランティア活動支援のあり方に関する検討 ・ボランティア活動支援検討会（庁内） ・ボランティア団体との懇談会 ・市民意識調査 ・ボランティア団体へのアンケート ・講演会	◆主査の設置 市民局地域振興課 主査(1) ※市民ボランティア推進
9年度		・市民ボランティア活動の支援に関する懇談会	
10年度		・ボランティア活動等の総合的支援に関する基本指針策定 ・ボランティア情報誌の発行（年6回） ・ボランティア団体名簿の作成 ・ボランティア団体リーダーを対象とした研修プログラム調査	◆嘱託員の設置 市民局地域振興課 主査(1) ※市民ボランティア推進（嘱託1）
11年度		・ボランティア情報誌の発行（年6回） ・支援制度情報誌（ボランティア便利帳）の発行 ・相談業務 ・インターネットを活用した情報提供の検討 ・ボランティア団体活動状況調査 ・活動拠点のあり方に関する検討（基礎調査、他都市調査）	◆嘱託員の増員 市民局総務課 主査(1) ※市民ボランティア推進（嘱託2）
12年度	「福岡市新・中期プラン」 ・ボランティア、NPO活動支援	・ボランティア情報誌の発行（年6回） ・相談業務 ・インターネット情報提供システム開発（H13年3月稼働） ・ボランティア団体運営研修 ・活動拠点のあり方に関する検討（あり方、設置場所等）	
13年度		・ボランティア情報誌の発行（年6回） ・相談業務 ・インターネット情報提供システム運用 ・ボランティア団体運営研修 ・NPO・ボランティア交流センター検討、基本計画策定（市民検討会、庁内検討会）	◆係へ組織変更、係員の増員 市民局総務課 ボランティア・NPO支援係(2) 嘱託(3)
14年度	・ボランティア活動等に関する総合的支援策の推進 ・全庁的施策に関する検討（庁内検討）	・NPO・ボランティア交流センター開設（H14年10月）（NPO法人に委託） ・相談業務 ・インターネット情報提供システム運用 ・全庁NPO施策の検討 ・市民公益活動推進条例の検討 ・NPO活動支援基金の検討	◆課の設置、主査の設置、嘱託員の減 市民局地域振興部 ボランティア・NPO支援課(4) 企画振興係(2) 主査(1)※活動支援調整（嘱託1）
15年度	「福岡市新・基本計画」 （NPO活動の促進） （市民参画・共働の推進）	・NPO・ボランティアの活動支援 ・NPO・ボランティア交流センターの運営 ・インターネット情報提供システム運用 ・全庁NPO施策の検討 ・市民公益活動推進条例の検討 ・NPO活動支援基金の検討 ・パートナーシップ創出事業	◆課、主査名の変更 市民局コミュニティ推進部 NPO・ボランティア支援課(4) 企画振興係(2) 主査(1)※市民公益活動施策推進（嘱託1）
16年度		・NPO・ボランティア交流センターの運営 ・インターネット情報提供システム運用 ・全庁NPO施策の検討 ・市民公益活動推進条例の検討 ・NPO活動支援基金の設置 ・NPO活動補助事業の実施 ・パートナーシップ事業	◆主査、嘱託員の減 市民局コミュニティ推進部 NPO・ボランティア支援課(3) 企画振興係(2)
17年度	・市民公益活動の推進 ・NPO・ボランティアの活動支援	・NPO・ボランティア交流センターの運営 ・インターネット情報提供システム運用 ・全庁NPO施策の検討 ・市民公益活動推進条例の施行 ・NPO活動支援基金の運営 ・NPO活動補助事業の実施 ・パートナーシップ事業	◆課名の変更、主査の設置 市民局コミュニティ推進部 市民公益活動推進課(4) NPO・ボランティア支援係(2) 主査(1)※市民公益活動推進
18年度		・NPO・ボランティア交流センターの運営（H18～ 指定管理者制度による管理） ・インターネット情報提供システム運用 ・全庁NPO施策の検討 ・市民公益活動推進条例による普及啓発 ・NPO活動支援基金の運営 ・NPO活動補助事業の実施 ・パートナーシップ事業	
19年度		・NPO・ボランティア交流センターの運営 ・全庁NPO施策の検討 ・市民公益活動推進条例による普及啓発 ・NPO活動支援基金の運営 ・NPO活動補助事業の実施 ・パートナーシップ事業 ・共働事業提案制度の検討・策定	
20年度	・市民公益活動の推進 ・NPO・ボランティアの活動支援 ・NPOとの共働推進	・NPO・ボランティア交流センターの運営 ・全庁NPO施策の検討 ・これまでのNPO施策の整理・検証 ・市民公益活動推進条例による普及啓発 ・NPO活動支援基金の運営 ・NPO活動補助事業の実施 ・共働事業提案制度の実施	◆主査の特命変更 市民局コミュニティ推進部 市民公益活動推進課(4) NPO・ボランティア支援係(2) 主査(1)※共働事業推進
21年度		・NPO・ボランティア交流センターの運営 ・全庁NPO施策の検討 ・これまでのNPO施策の整理・検証 ・市民公益活動推進条例による普及啓発 ・NPO活動支援基金の運営 ・NPO活動補助事業の実施 ・ボランティア・インターンシップ事業の実施 ・共働事業提案制度の実施	◆職員の増 市民局コミュニティ推進部 市民公益活動推進課(5) NPO・ボランティア支援係(3) 主査(1)※共働事業推進

政令市の市民公益活動に関する施策状況

	人口 ※1	NPO法人 数 ※2	認定NPO 法人数 ※3	自治基本条例	市民活動促進条例	市民活動センター等	面積 (㎡)	センター運営	事務所の提供	補助金	基金・公益信託	融資制度	提案制度	NPO法人 認証事務移 譲	備考
札幌市	1,905,839	834	1	札幌市自治基本 条例	札幌市市民まちづ り活動促進条例	市民活動サポートセン ター	504	指定管理	市民活動スペースアウ・クル (小学校跡施設において、「行政と地縁団体・関係団体とN PO」が共有共存する複合施設。)		さぼーとほっと基金(H20年度 ～)	NPOサポートロー ン (H16年度～)	元気活動プロポーザル事業(H15年度～H18 年度)	×	
仙台市	1,034,680	416	0			市民活動サポートセン ター	2,321	指定管理	市民活動共同事務室(事務用ブース) (市民活動サポートセンター内)				区民と創るまち推進事業(H14年度～)	×	
さいたま 市	1,223,847	416	1		さいたま市市民活動 及び協働の推進条 例	市民活動サポートセン ター	3,231	指定管理					市民提案型協働モデル事業(H19年度～H21 年度)	×	
千葉市	956,685	73	0		千葉市市民参加及 び協働に関する条例	市民活動センター	257	委託						×	ボランティアズカフェ(文化交流プラザ内) (ボランティア活動)について知りたい、活動してみたいという方が、気軽に ボランティアに関する資料を見たり、仲間同士で語り合ったりすることができる、ボランティア総合情報の発信拠点。市からNPO法人が委託を受けて 運営。)
横浜市	3,672,238	1,490	6		横浜市市民活動推 進条例	市民活動支援センター	866	委託	市民活動共同オフィス (市民活動支援センター内)	市民活動推進助成金 (H12年度～)	よこはま夢ファンド(H17年度 ～)		①協働事業提案制度モデル事業(H17年度～ H19年度) ②環境まちづくり協働事業(H15年度～) ③ヨコハマ市民まち普請事業(H17年度～) ④横浜会議(H16年度～) ⑤身近な地域・元気づくり事業(H19年度～)	移譲 (H22年度)	横浜市市民活動支援センターの自主事業・運営事業について 横浜市市民活動支援センター事業(H20.12月～) (補助金により実施される自主事業部門と、委託契約により実施される 運営事業部門)により構成し、市民活動団体のアイデアを活かした提案を 募り、事業を実施する複合協働型による事業。) ○自主事業部門(補助金によって実施) ※市民活動に関する人材育成や、セクター間のネットワーク構築な ど ○運営事業部門(委託によって実施) ※横浜市市民活動支援センターの運営、相談、広報、各区の市民活 動支援センターの運営支援など
川崎市	1,410,645	397	0	川崎市自治基本 条例		市民活動センター ※各区に市民活動支援 拠点を設置	550	補助	市民活動ブース利用団体募集 (市民活動センター内)	かわさき市民公益活動助 成金(H16年度～)			協働型事業(局や区毎に実施)	移譲 (H22年度)	活動支援の場について 各区の拠点と地域の拠点がある。 ○各区の拠点 (市民活動コーナー等の名称で各区役所が主体となって設置している 拠点。) ○地域の拠点 (市民活動支援の地域拠点として、中学校区に一箇所を目安に設置さ れていることも文化センターを中心に整備。)
新潟市	812,563	138	1	新潟市自治基本 条例		市民活動支援センター	465	委託	貸し事務ブース (市民活動支援センター内)	市民公益活動支援補助金 (H16年度～)				移譲 (H19年度)	
静岡市	716,807	257	0	静岡市自治基本 条例	静岡市市民活動の 促進に関する条例	清水市民活動センター	386	指定管理	事務ブース貸し出し (市民活動センター内)				協働パイロット事業(H16年度～) 市民活動協働市場(H17年度～)	移譲 (H17年度)	
浜松市	822,193	179	1		浜松市市民協働推 進条例	まちづくりセンター	1,510	指定管理			はままつ基金(H15年度～)		市民協働たねからみのり(H16年度～)	移譲 (H19年度)	
名古屋	2,258,280	795	6			ボランティア・NPOセン ター	313	指定管理	COMBI本陣(コンビほんじん) (廃小学校1校を拠点施設として貸し出し。)	公益信託 愛・地球博開催地 域社会貢献活動基金		NPO提案公募型協働事業(17年度～20年 度)	×		
京都市	1,464,375	811	4			市民活動総合センター	658	指定管理	スモールオフィス (市民活動総合センター内) 暮らしの工房づくり支援事業 (市民活動団体に活動の場所を提供。暮らしの工房づくり を管理する市民団体を助成。運営奨励金と、資料助成金 の2種類有。元小学校跡や、商店街事務所、酒造オフィス 内等を使用。)		きょうと市民活動支援 資金融資制度 (H17.12月～)	民間提案型市民サービス協働プロジェクト	×		
大阪市	2,662,998	1,840	1		大阪市市民活動推 進条例	①ボランティア情報セン ター ②大阪市区役所附設会 館		①社会福祉 協議会 ②指定管理		市民活動推進基金(H19年度 ～)			①NPOからの公募型提案委託事業(H18年度 ～H20年度) ※H21年度から各局毎に、公募。 ②NPO協働推進公募協働事業(H21年度～ 市民局市民活動担当部署)	移譲 (H22.9月)	市民活動推進基金により集まった寄付金を元に、市民活動推進基金事業 補助金を実施。 (市民活動団体支援型事業と区役所市民協働型事業の2タイプ。区役所 市民協働型事業は、20年度からで、寄附金を区役所が市民活動団体等と 協働で行うまちづくり事業の財源に充てるしくみ。区役所市民協働型事業 の実施自体は、22年度から。区役所から市民団体と実施したい事業内容 を提出してもらって、財源を確定し、その後、各区で事業を協働で実施す る相手を公募する。)
堺市	838,445	230	0			市民活動コーナー (市役所1階)	60	委託	事務所貸し出しサービス (市民活動サポートセンター内)	「堺の魅力づくり」市民自 主事業助成(H19年度～)	市民活動支援基金(H19年度 ～)			×	クリック募金システム
神戸市	1,537,228	704	0		神戸市民による地域 活動の推進に関する条 例	①協働と参画のプラット ホーム(市役所24階) ②市民活動総合支援拠 点 (神戸市生涯学習支援セ ンター内)	①150 ②128	直営 助成(場の提 供)		パートナーシップ活動助 成(H14年度～)			①「神戸からの発信ネットワーク」市民企画事 業助成(H18年度～) ②地域提案型活動助成事業(H14年度～) ※各区役所で実施	×	NPO等育成アドバイザー派遣事業 (NPOの活動目的・内容等を熟知したアドバイザーを派遣し、団体の実 情・課題に応じた支援を行う。) 協働と参画のプラットフォーム (協働推進のために設けられた、市職員と市民スタッフで構成される協 働オフィス。)
岡山市	695,170	272	0		岡山市協働のまちづ り条例									移譲 (H21年度)	
広島市	1,173,975	371	0			まちづくり市民交流プラ ザ	5,845	指定管理	市民活動拠点提供事業(事務所スペース提供) (ひろしまNPOセンター内)		公益信託広島市まちづくり活 動支援基金	NPO活動支援融資 制度(H16年度～)	公募提案型協働モデル事業(H21年度～)	×	まちづくりボランティア人材バンク
北九州市	982,665	272	1			市民活動サポートセン ター	127	直営		NPO公益活動支援事業 (愛称:きらきら)	地域福祉振興基金(ひまわり 基金)			×	
福岡市	1,454,188	691	6		福岡市市民公益活 動推進条例	NPO・ボランティア交流 センター	380	指定管理			NPO活動支援基金(H16年 度～)		共働事業提案制度(H20年度～)	×	

※1 平成22年2月1日現在数値(ただし岡山市のみ平成20年3月末数値)
 ※2 内閣府NPOポータルサイトより調査 主たる事務所+従たる事務所の合計数
 ※3 国税庁ホームページより調査